

災害対策特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	日笠 勝之 (公明)	小泉 顕雄 (自民)	勝木 健司 (民主)
理事	大仁田 厚 (自民)	田浦 直 (自民)	藤原 正司 (民主)
理事	太田 豊秋 (自民)	田村 公平 (自民)	本田 良一 (民主)
理事	大淵 絹子 (民主)	鶴保 庸介 (自民)	築瀬 進 (民主)
理事	白浜 一良 (公明)	森下 博之 (自民)	大沢 辰美 (共産)
	加治屋 義人 (自民)	山下 善彦 (自民)	大門 実紀史 (共産)
	柏村 武昭 (自民)	今泉 昭 (民主)	(16. 1. 19 現在)

(1) 審議概観

第159回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出(災害対策特別委員長)1件の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類5件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策推進地域の指定、防災対策推進基本計画の作成等について特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案が提出された。委員会においては、提出者衆議院災害対策特別委員長から趣旨説明を聴取し、討論の後、全会一致をもって可決された。

被災者生活再建支援法は、阪神・淡路大震災後、被災者の自立した生活再建を公的に支援する制度の創設が求められる中、議員立法により平成10年制定された。その際、住宅の再建に係る支援については、今後の検討課題と位置付けられ、検討が進められてきたが、平成15年7月の全国知事会において、都道府県が新たに基金を拠出して、公的支援による住宅再建支援制度を創設することが決議された。このような経緯を踏まえて、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始を支援するため、被災者生活再建支援金の支給限度額について、100万円を300万円に、50万円を150万円にそれぞれ引き上げる等の措置を講じようとする被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案が提出された。委員会においては、法律案提出の経緯と創設される居住安定支援制度の内容、住宅本体の建築費等に対する公費支援の是非、支援金支給に係る年収・年齢要件等の見直し、住宅の耐震化の促進等について質疑が行われた。質疑終局後、修正案が提出され、採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月17日、災害対策の基本施策について井上内閣府特命担当大臣から所信を、平成16年度防災関係予算について佐藤内閣府副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月19日、質疑を行い、テロに対する政府の危機管理対策と近隣諸国との連携、東南海・南海地震防災対策特別措置法に対する附帯決議の実施状況、被災者生活再建支援法改正における住宅本体に対する公的支援措置の必要性、阪神・淡路大震災の災害公営住宅強制退去問題と災害援護資金貸付金償還問題、災害・有事における防災通信ネットワークの位置付けと整備・活用、超高層住宅の防火・消火態勢の現状と課題、三宅島噴火災害復興対策の取組状況と村民帰島プログラムの現状、地球温暖化による海面上昇・異常気象発生と防災課題、地震防災調査の定期的実施と防災水準評価の明確化の必要性、京阪神地域における広域的防災拠点整備の現状と緊要性、等の諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成16年1月19日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成16年3月17日（水）（第2回）

○災害対策の基本施策に関する件について井上内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
○平成16年度防災関係予算に関する件について佐藤内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成16年3月19日（金）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○テロ災害対策に関する件、三宅島噴火災害対策に関する件、東南海・南海地震対策に関する件、被災者の住宅再建支援策に関する件、阪神・淡路大震災被災者に対する支援策に関する件、防災情報通信ネットワークの整備・活用に関する件、超高層住宅の防火対策に関する件、地球温暖化に伴う被害対策に関する件、津波対策に関する件等について井上内閣府特命担当大臣、佐藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕大淵絹子君（民主）、大沢辰美君（共産）、柏村武昭君（自民）、小泉顕雄君（自民）、白浜一良君（公明）

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（衆第8号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長堀込征雄君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（衆第8号）賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 なし

○平成16年3月26日（金）（第4回）

- 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について井上内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年3月29日（月）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について井上内閣府特命担当大臣、佐藤内閣府副大臣、石井財務副大臣、山口総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕大仁田厚君（自民）、大淵絹子君（民主）、白浜一良君（公明）、大沢辰美君（共産）

（閣法第4号）賛成会派 自民、民主、公明、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成16年6月16日（水）（第6回）

- 請願第1075号外4件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給限度額を引き上げる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、被災者生活再建支援金の支給限度額について、収入の合計額が500万円以下である世帯においては100万円を300万円に、収入の合計額が500万円を超え800万円以下である一定の世帯等においては50万円を150万円に、それぞれ引き上げる。
- 二、被災者生活再建支援基金を被災者生活再建支援法人に改める。
- 三、支援業務を運営するための運用資金を基金に改める。
- 四、都道府県が基金に充てるために必要な資金を被災者生活再建支援法人に対して拠出する場合においては、当該拠出に要する経費であって地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができることとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、被災世帯が円滑かつ速やかに支援金の支給を受けられるよう、概算払い制度の活用、書類の簡略化等による申請手続の簡素化を図るなど、運用上十分配慮すること。
また、生活再建のためのニーズは被災世帯により多様であることを考慮し、弾力的な運用を図るよう努めること。
- 二、居住安定支援制度の創設の趣旨及び内容について、国民及び地方公共団体等への周知徹底に万全を期すること。
また、業務量の増大が見込まれる被災地方公共団体等に対して、適切な支援が行われるよう検討すること。
- 三、大規模地震から国民の生命、財産を守るため、災害時に防災拠点となる公共施設等の耐震化を急ぐとともに、住宅、特に個人住宅の耐震化に関する意識啓発に努め、その耐震化の普及促進を図ること。
- 四、阪神・淡路大震災のような大規模災害が発生した場合は、阪神・淡路大震災における支援措置を参考として、必要な措置を検討すること。
- 五、地方公共団体が、被災者の居住の安定と被災地域の復興に係る被災者や被災地域のニーズ、状況を踏まえた支援制度等を実施する場合には、地方公共団体との役割分担を踏ま

えつつ、適切な配慮を行うものとする。

六、居住安定支援制度等の充実を図るため、本法の施行後4年を目途として、制度の施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的な検討を加えること。

右決議する。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案（衆第8号）

【要旨】

本法律案は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定する。
- 二、中央防災会議は、推進地域の指定があったときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画を作成する。
- 三、指定行政機関の長、指定公共機関、地方防災会議等は、推進地域の指定があったときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として、防災業務計画、地域防災計画等において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等を定める。
- 四、推進地域内において津波に係る地震防災対策を講ずべき者で、不特定多数の者が出入りする施設、鉄道事業等を管理、運営する者は、津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成し、都道県知事に届け出る。
- 五、国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努める。
- 六、国及び地方公共団体は、推進地域において、避難地等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に努める。また、積雪寒冷地域における当該施設等の整備に当たっては、交通、通信その他地震防災上必要な機能の確保に配慮する。
- 七、国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をする。
- 八、この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。